議案第6号

福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置

建築基準法第51条ただし書きに基づく特殊建築物の敷地の位置について

内容一覧

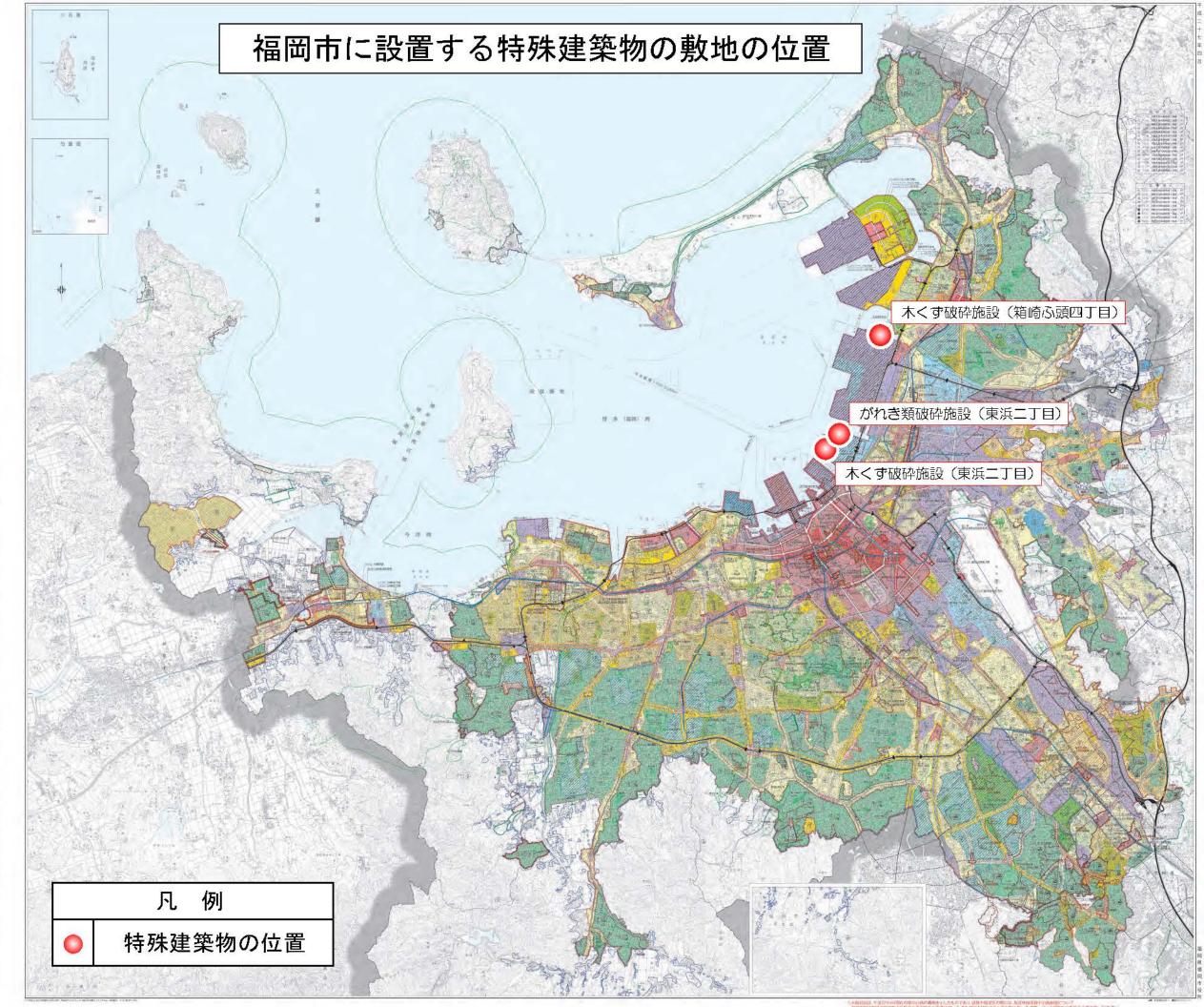
名 称	位 置	面積	備考
木くず破砕施設	福岡市東区箱 崎ふ頭四丁目 13番1	4,062.88 m ²	取扱品目:木くず 処理能力: (産業廃棄物)202.05 t / 日 (一般廃棄物) 40.41 t / 日(追加)
木くず破砕施設	福岡市東区東 浜二丁目 82 番 16、85 番 1	5,232.28 m ²	取扱品目:木くず 処理能力: (産業廃棄物)158 t /日 (一般廃棄物) 39 t /日(追加)
がれき類破砕施設	福岡市東区東 浜二丁目 69番 1	20,973.00 m ²	取扱品目:がれき類 処理能力:2400 t /目 (新設)

「敷地の位置は位置図表示のとおり」

理 由

建築基準法第51条の規定により、ごみ処理施設などの建築物を建築するにあたっては、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条ただし書きの規定に基づき、都市計画審議会の議を経た上で特定行政庁(福岡市)が都市計画上支障がないと認めて許可する必要がある。

今回付議する3つの施設は、いずれも産業廃棄物や一般廃棄物を燃料や道路の路盤材等に再資源化するための施設であり、循環型社会に寄与する施設であるとともに、周辺の状況から、敷地の位置について都市計画上支障がないと判断されることから、都市計画審議会に付議するものである。



市街化区域および市街化調整区域界





